		(表面)
		第
官職 氏 名	災 害 補 償 員	<del>号</del> 令 和
	立 入 検	年
	查 証	月
		日 交 付
	関 は 人 の 実 事 印 施 院 機 又	
	関の印は実施機	

## 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)(抄)

## (立入検査等)

第二十七条 人事院又は実施機関は、第二十四条の規定による審査又は補償の実施のため必要があると

認めるときは、その職員に、被災職員の勤務する場所、 災害のあつた場所又は病院若しくは診療所に

立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は補償を受け若しくは受けようとする者その

他の関係人に対して質問させることができる。

2 前項の規定により人事院又は実施機関の職員が、その職権を行う場合には、その身分を示す証票を

携帯し、関係人の請求によりこれを呈示しなければならない。

第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

3

第三十四条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

## 一 (省略)

第二十七条第一項の規定による検査を拒み、 妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせ

ず、若しくは虚偽の陳述をした者